

令和 9 年度 国の施策及び予算に関する要望について

特別区長会は、令和 9 年度国の予算編成に向けて、国土交通省及び総務省に対し要望活動を行いましたので、お知らせします。

【国土交通省】

1. 日 時 令和 8 年 8 月 4 日（火） 1 5 時 0 0 分～ 1 5 時 1 5 分
2. 対応者 上田 英俊 大臣政務官
要望者 特別区長会 会 長 吉住 健一 （新宿区長）
副会長 服部 征夫 （台東区長）
副会長 斉藤 猛 （江戸川区長）
副会長 高際 みゆき （豊島区長）
3. 要望内容 別添参照
「令和 9 年度 国の施策及び予算に関する要望事項一覧」（国土交通省）
「令和 9 年度 国の施策及び予算に関する要望書」（国土交通省）

【総務省】

1. 日 時 令和 8 年 8 月 5 日（水） 1 4 時 3 0 分～ 1 4 時 4 5 分
2. 対応者 原 邦彰 事務次官
要望者 特別区長会 会 長 吉住 健一 （新宿区長）
副会長 斉藤 猛 （江戸川区長）
副会長 高際 みゆき （豊島区長）
3. 要望内容 別添参照
「令和 9 年度 国の施策及び予算に関する要望事項一覧」（総務省）
「令和 9 年度 国の施策及び予算に関する要望書」（総務省）



国土交通省 上田政務官に要望書を提出



総務省 原事務次官に要望書を提出

○ 特別区長会

東京 23 区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会 長：吉住 健一（新宿区長）

事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋 3－5－1 東京区政会館 19 階）

※ なお、特別区は平成 13 年 6 月から全国市長会に加入している。

<問い合わせ先>

特別区長会事務局

調査第 1 課長 梅本 理香

電話 5210－9737（直通）

要望の概要

要望内容は、各区から提出された項目をもとに、区長会で決定されたものであり、省庁に対し重点的な取組を要望した。

国土交通省

(会長発言要旨)

○ 交通システムの整備促進

- ・ 特別区における交通システム等の整備は、沿線地域のみならず、東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与するもので、極めて重要な課題である。
- ・ 平成28年度の交通政策審議会答申において、「進めるべき」とされた、東京8号線を含む7つの路線について、早期の実現に向けた方策を引き続き講じることを要望する。

○ 都市インフラの改善

- ・ 都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進するためには、都市インフラの改善が必要不可欠である。
- ・ 近年、水害の激甚化・頻発化が生じている状況を踏まえ、水害対策に向けた市街地再開発事業等について、社会資本整備総合交付金の柔軟な交付や対象の拡充を要望する。
- ・ また、昨今、投機を目的としたマンション取引が行われており、過度な住宅価格の上昇や、真に居住を希望する方が入居できないなどの問題が生じていることから、投機目的での転売を抑制する有効な施策を講じることを要望する。

○ 民泊に係る問題への対策

- ・ 住宅宿泊事業制度については、適正化に向けた通知の発出等、ご尽力いただき感謝申し上げます。
- ・ 住民生活との調和と宿泊需要への対応の両立のため、実効性のある対策を講じることが不可欠であることから、引き続き住宅宿泊事業制度の適正化に向けた対応を要望する。

(国土交通省 上田政務官発言要旨)

要望は承った。

- ・ 鉄道路線については、有楽町線や新空港線などは事業が進捗しているところである。それ以外の路線も含め、利便性確保のため対応していく。
- ・ 社会資本整備総合交付金に関しては、建築資材や人件費の高騰を踏まえ、しっかり予算確保をしていきたい。市街地再開発事業については、具体的な事例をいただき、相談の上取り組んでいきたい。
- ・ 投機を目的としたマンション取引についても、問題意識を持っている。現場の声を聞きながら対応していきたい。
- ・ 民泊については、立地規制等を条例で対応できるようにしたところである。民泊制度が適正なものになるよう、互いに連携しながら進めていきたい。

(会長発言要旨)

○ 地方税財源の充実強化

- ・ 特別区では、地域間の税収格差是正の名のもとに行われている法人住民税の一部国税化や、地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正による影響が、令和8年度だけで約4千億円を超え、平成27年度からの累計では、2兆7千億円になっている。
- ・ 東京の税財源を狙い撃ちにした措置は、安定した公共サービスの提供を使命とする基礎自治体としては、容認し難い。
- ・ また、これまでの措置や、固定資産税に手を付けることは、受益と負担という地方税の原則を歪め、地方自治の根幹を破壊するものである。
- ・ 地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行うべきであり、早急に、現行の不合理な税制改正の見直しと、今後、特別区の貴重な税源を更に奪うことのないよう強く要望する。
- ・ 特に、ふるさと納税制度は、これまでの主張を受け止めて頂き、一定の改善がされているものの、制度の意義、目的から大きくかけ離れている。
- ・ 返礼品目的のいわば官製通販になっている上に、自治体間の寄附受入額の格差が顕著であり、地方全体にとって有益とはなっていない。
- ・ また、地方交付税を用いた減収額の一部補填は、地方交付税全体の財源を圧迫しており、すべての自治体に影響を及ぼしている。
- ・ 加えて、給与収入1億円相当の方を対象とした新たな控除額の上限設定による効果を試算したところ、令和7年度ベースでは、特別区全体で53.1億円、流出額に対する割合は5%と限定的であり、高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みであることなど、解消すべき問題は山積している。
- ・ 居住する自治体から行政サービスの提供を受けるための住民税を、実質的に移転させ、受益と負担という地方税制本来の趣旨を逸脱した本制度について、廃止を含めた抜本的な見直しを強く求める。

(総務省 原事務次官発言要旨)

要望は承った。

- ・ ふるさと納税については、本来の制度趣旨とは離れ、官製通販のような形になっている。これまでも、ポイント付与の廃止や控除額上限の見直し等を行ってきた。引き続き、あるべき姿に戻るようポータルサイト事業者へ支払う手数料の見直しなどに取り組んでいきたい。
- ・ 税源の偏在是正については、会社の形態の変化や本社の集中など経済活動の変化、それに伴う地価の上昇といった現状を踏まえた税制の在り方を検討している。様々な意見がある中、冷静な議論を行っていきたい。